

令和4年度第10回総会（月例）議事録

日 時	令和4年12月27日（火） 午後13時15分開会
場 所	市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室
出席委員 （17名）	上入來 幸一（会長） 仮屋 幸孝（会長代理） 弟子丸 宗一（運営委員） 有村 伊智博 池田 晃 岩元 節朗 園山 一則 豊留 辰男 鳥丸 俊秀 永尾 寛 中村 秀彦 鳩宿 隆雄 福永 大悟 堀之内 薫 本多 剛 穂満 和廣 横峯 明人
欠席委員 （2名）	上四元 正昭 枇榔 稔
事務局	事務局長 三浦 主 幹 新村 支局主任 山崎、村田、末永、尾堂、小山田、小村、児之原 専門員 水盛、吉満、矢崎、有村、渡邊 主 査 帖地、安樂 主 任 上崎 主 事 飯泉 主 任 米倉、平川
議 題	1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地転用事業計画変更に関する件 3 農地法第4条許可申請に関する件 4 農地法第5条許可申請に関する件 5 非農地認定に関する件 6 農用地利用集積計画に関する件 7 相続税の納税猶予に関する件
報告事項	1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 国土利用計画法による届出・土地に関する調書について 3 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 4 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 5 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 6 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について 7 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について

議 長	<p>開 会（午後 13 時 15 分）</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、令和 4 年度第 10 回総会を開催いたします。</p> <p>本日は、審議に入ります前に、12 月 1 日付けでおこなわれました、事務局職員の人事異動について、三浦事務局長から紹介をお願いします。</p> <p>（三浦事務局長から職員紹介）</p> <p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。</p> <p>19 人中 17 人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>なお、欠席届が、上四元委員、枇榔委員から出されています。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、池田委員、園山委員をお願いいたします。</p> <p>次に、議事参与の制限についてお知らせします。</p> <p>議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」及び議題 6. 「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくをお願いします。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>
-----	---

議 題	
議題 1. 農地法第 3 条許可申請に関する件 1 ページ～2 ページ 8 件	
議 長	<p>それでは、議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。</p> <p>2 ページ、番号 8 号につきましては、13 番委員自身が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、13 番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>13 番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>(13 番委員離席後)</p> <p>それでは、郡山、19 番委員をお願いします。</p>
19 番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号 8 号、申請事由：労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料 1 の 15 ページにありますように、今回の第 3 条案件は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」番号 8 号につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、13 番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>(13 番委員着席後)</p>
議 長	<p>それでは、審議に戻ります。</p> <p>まず、谷山、9 番委員をお願いします。</p>

9 番 委 員	ご報告します。 番号1号、申請事由：労力不足、相手要望、権利の種別：所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、伊敷、13番委員お願いします。
13 番 委 員	ご報告します。 番号2号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。
議 長	次に、吉野、6番委員お願いします。
6 番 委 員	ご報告します。 番号3号、労力不足、新規就農、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、吉田、11番委員お願いします。
11 番 委 員	ご報告します。 番号4号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。
議 長	次に、郡山、19番委員お願いします。
19 番 委 員	ご報告します。 番号5号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号6号、労力不足、新規就農、所有権移転、売買。 番号7号、その他、相手要望、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」7件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。

議題 2. 農地転用事業計画変更に関する件	
3 ページ 1 件	
議 長	<p>次に、議題 2. 「農地転用事業計画変更に関する件」を審議します。</p> <p>議題 4. 「農地法第 5 条許可申請に関する件」谷山の番号 5 号の案件が、この事業計画変更に関連するので併せて、審議していただきたいと思ひます。</p> <p>それでは、谷山、9 番委員お願ひします。</p>
9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号 1 号、変更前：建売住宅 2 棟、変更後：一般住宅 1 棟、申請事由：承継人が一般住宅とするもの。権利の種別：所有権移転、許可日：令和 3 年 1 0 月 1 4 日、許可番号：農委第 0 3 2 5 - 2 4 号。</p> <p>資料 6 ページの第 5 条番号 5 と関連がありますので、併せて読み上げさせていただきます。</p> <p>番号 5 号、用途・施設：住家 1 棟 9 2. 7 4 m²、庭敷地等 1 5 6. 2 6 m²、周囲の状況及び被害防除計画：東…宅地、西…私道、南…雑種地、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、権利の種別：所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第 5 条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第 2 種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 2. 「農地転用事業計画変更に関する件」1 件につきましては、原案どおり承認するものと決定いたします。</p> <p>又、議題 4. 「農地法第 5 条許可申請に関する件」番号 5 号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
議題 3. 農地法第 4 条許可申請に関する件	
4 ページ 2 件	
議 長	<p>次に、議題 3 「農地法第 4 条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず、本局、2 番委員お願ひします。</p>

2 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：駐車場1，166.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…市道、西…宅地、南…水路、北…雑種地、市道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、谷山、9番委員お願いします。
9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、住家1棟110.34㎡、庭敷地等388.66㎡、東…宅地、西…本人田、南…水路、北…農道、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」2件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題4. 農地法第5条許可申請に関する件</p> <p>5ページ～11ページ 22件</p>	
議 長	次に、議題4「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。まず、本局、2番委員お願いします。

2 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：貸資材置場559.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東・北…私道、西・南…雑種地、境界…ブロック積、雨水…自然流下、権利の種別：所有権移転、売買。</p> <p>この件につきまして、補足説明を行います。</p> <p>申請地は、本庁から南西へ約5kmに位置する第2種農地に該当します。</p> <p>申請人は、自身が取締役を務める会社への貸資材置場として申請地を転用するため、5条許可申請を行うものです。</p> <p>なお、申請地は、転用許可を受けないまま貸資材置場として、すでに伐採整地されていたことから、今回始末書添付の上、申請するものです。</p> <p>申請人には、転用許可を行う場合は農地法の許可を受けなければならないこと、今後このようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、谷山、9番委員お願いします。

9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、住家1棟90.36㎡、庭敷地等202.64㎡、東・西・南…宅地、北…農道、境界…ブロック積、コンクリート擁壁、雨水…農道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号3号、資材置場776.00㎡、駐車場100.00㎡、通路24.00㎡、転回場等300.00㎡、東…宅地、西…他人畑、南…市道、北…河川、境界…ブロック積、土留、コンクリート擁壁、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号4号、住家1棟61.63㎡、庭敷地等275.37㎡、東…渡人畑、西…河川、南…雑種地、北…農道、渡人畑、境界…ブロック積、雨水…河川放流、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号6号、住家1棟91.09㎡、庭敷地等248.91㎡、東…渡人田、西・南…水路、北…農道、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号7号、通路132.00㎡、東・南…宅地、西…県道、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号8号、資材置場272.00㎡、転回場等782.00㎡、東…水路、西…県道、南・北…宅地、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>この件に関しましては、補足して説明します。</p> <p>申請人は、必要な手続きを経ずに、当該地を平成10年ごろから資材置場として使用していたことから、今回始末書添付のうえ申請されたものです。</p> <p>代理人を通じて、転用等を行う場合は、農地法の許可を受けなければならないこと、今後は、このようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>番号9号、貸資材置場70.00㎡、転回場等75.00㎡、東・北…受人畑、西…宅地、南…他人畑、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>この件に関しましては、補足して説明します。</p> <p>申請地は、道路に接していませんが、出入りについては、同時に取得する宅地の一部を通路として使用します。</p> <p>番号10号、資材置場207.00㎡、通路52.00㎡、東…雑種地、西・北…市道、南…貸人畑、境界…ブロック積、雨水…自然流下、賃貸借権。</p> <p>番号11号、住家1棟69.56㎡、庭敷地等151.44㎡、東…他人田、西…市道、南…宅地、北…渡人畑、境界…ブロック積、コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、污水…公共下水道、所有権移転、売買。</p> <p>番号12号、住家1棟81.98㎡、庭敷地等128.02㎡、東…他人田、西…市道、南…渡人畑、北…渡人畑、雑種地、境界…ブロック積、コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、污水…公共下水道、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、6番委員お願いします。

6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号13号、住家1棟87.36㎡、庭敷地等319.64㎡、東・西…市道、南…宅地、北…他人畑、境界…ブロック積、土留、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、11番委員お願いします。
1 1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号14号、通路119.00㎡、東・北…宅地、西…市道、南…渡人畑、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号15号、自然体験広場3,173.00㎡、駐車場90.00㎡、東…他人田、西…農道、南…河川、北…農道、他人田、境界…フェンス、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>この件につきまして、事務局から補足して説明いたします。</p>
吉 田 支 局	<p>この件につきまして、事務局から補足して説明します。(図面掲示)</p> <p>申請地は、吉田支所から南西へ約2.9kmに位置する第2種農地のその他の農地です。</p> <p>申請人は、市内で認定こども園・幼稚園を運営している学校法人で、申請地5筆と隣接する水路と一体利用した総面積3,263㎡を取得し、自然体験広場3,173㎡、駐車場90㎡として転用するものです。</p> <p>なお、第2種農地の3,000㎡を超える転用となりますが、一体利用地を含めて全ての面積を使用する事業計画です。</p> <p>また、申請人が設置している幼稚園は、申請地の北側約150mに位置することから、転用は確実と判断できるため、今回の転用許可はやむを得ないと判断したところです。</p> <p>図面で説明いたします。</p> <p>北側幼稚園から農道を経て駐車場に進入、「どろんこ広場」、「芝生広場」、「田んぼカヤック広場」を設けて、身近な自然環境の中で「虫」や「花」などの命と関わる場として「自然体験広場」に転用するものです。転用にあたってはこの部分の個人所有の水路も一体利用としての計画になっておりが、周辺農地への影響はありません。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
議 長	次に、桜島、5番委員お願いします。
5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号16号、駐車場130.00㎡、転回場等210.00㎡、東…里道、宅地、西…他人畑、南…他人畑、里道、北…他人畑、宅地、境界…コンクリート擁壁、ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>

議 長	次に、喜入、7番委員お願いします。
7番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号17号、駐車場127.00㎡、転回場等155.00㎡、東…雑種地、西…市道、南…宅地、北…他人田、境界…コンクリート擁壁、ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、17番委員お願いします。
17番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号18号、宅地分譲3区画726.00㎡、東…宅地、西…雑種地、私道、南…市道、北…宅地、私道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>番号19号、店舗1棟141.19㎡、物置1棟54.60㎡、展示場2,649.21㎡、駐車場100.00㎡、東・南…宅地、西…県道、北…貸人畑、境界…ブロック積、雨水…県道側溝、污水…合併浄化槽、賃貸借権。</p> <p>この件について補足説明いたします。</p> <p>貸人は、申請地を平成28年10月に後継者である子に贈与で、農地法第3条許可申請により所有権移転をしましたが、その子が体調を崩し、入退院を繰り返し勤めていた会社も退職せざるを得ない状況にまでなったことから、子が農業を継ぐことは困難と判断したため、令和2年12月に3条許可を受け、申請者へ所有権を戻し、樹園地として耕作しておりましたが、申請者も体調不良となり農地の肥培管理ができなくなったことから今回、理由書添付のうえ、店舗用地として農地転用申請を行うものであります。</p> <p>番号20号、建売住宅11棟733.85㎡、庭敷地等1, FF1485.42㎡、通路267.50㎡、東・西…市道、南…宅地、北…宅地、市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件について補足説明いたします。</p> <p>譲渡人は、農地法第3条許可申請により昭和55年月、平成20年7月にそれぞれ取得した申請地を永年、自社茶工場の樹園地として耕作しておりましたが、体調不良により、今までと同規模の耕作が出来なくなった事や後継者もないことから、令和4年3月で製茶業を廃業したとのことです。今回、申請地を購入し、建売住宅を建てたいという申し出があったため、理由書添付のうえ農地転用申請を行ったものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、19番委員お願いします。

19番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号21号、住家1棟86.95㎡、庭敷地等477.85㎡、東・西・南…宅地、北…市道、境界…コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号22号、貸資材置場222.25㎡、転回場等203.75㎡、東…宅地、西…農道、南…宅地、原野、北…宅地、山林、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>この件につきまして、補足説明をいたします。</p> <p>申請地は、郡山支所から東へ約0.3kmに位置する第3種農地に該当し、第1種中高層住居専用地域に指定されています。</p> <p>申請地は、令和3年11月総会で3条許可を受けた農地ですが、譲渡人が怪我の後遺症により、耕作できなくなった旨の理由書を添付の上、申請されたもので、今回の転用申請はやむを得ないと判断したところです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」21件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、転用面積が3,000㎡を超える番号15号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題5. 非農地認定に関する件 12ページ～14ページ 8件</p>	
議 長	<p>次に、議題5.「非農地認定に関する件」を審議します。</p> <p>まず、本局、2番委員お願いします。</p>
2番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、調査結果：145-1：住家1棟、37年経過、住家1棟、約40年経過、住家1棟、57年経過、共同住宅1棟、37年経過、現況宅地。145-8：住家1棟、45年経過、現況宅地。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、谷山、9番委員お願いします。</p>

9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、調査結果：雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>番号3号、調査結果：通路として26年経過、現況宅地。</p> <p>番号4号、調査結果：車庫1棟、約30年経過、現況宅地。</p> <p>番号5号、調査結果：住家1棟、43年経過、現況宅地。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、6番委員お願いします。
6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号6号、調査結果：7138：杉、コサン竹自然繁茂、約30年経過、現況山林。7143：コサン竹・雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、7番委員お願いします。
7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号7号、調査結果：7759：雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。7771-1、7771-2、7772、7773：真竹・雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、17番委員お願いします。
1 7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号8号、調査結果：ゴキ竹・雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「非農地認定に関する件」8件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>

議題 6. 農用地利用集積計画に関する件 15ページ～38ページ 41件	
議 長	<p>次に、議題 6. 「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。</p> <p>30ページ、番号 28号につきましては、13番委員自身が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、13番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第 31条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>13番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>(13番委員離席後)</p> <p>それでは、番号 28号につきましては、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。</p> <p>30ページをご覧ください。</p> <p>番号 28号、地目：田、面積 1,746.00㎡、権利の種類：使用貸借権、設定期間 10年、区分：更新。</p> <p>令和 4年 12月 28日 公告 予定です。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第 18条第 3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 6. 「農用地利用集積計画に関する件」の番号 28号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、13番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>(13番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。</p> <p>残りの 40件及び先ほどの 1件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>資料の15ページをご覧ください。</p> <p>議案第6号、令和4年12月28日公告予定の、農用地利用集積計画集計表について、只今の分も含め、ご説明申し上げます。</p> <p>右側の一番下になります。</p> <p>賃貸借権31件、67筆、65,016.00㎡。使用貸借権10件、13筆、12,963.00㎡。合計41件、80筆、77,979.00㎡です。</p> <p>議案書の16ページ以後は、農用地利用集積計画の内容です。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「2番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、2番委員どうぞ。</p>
2番委員	<p>番号11ですが、借賃が5万円となっています。賃借料情報から見ても、非常に高いと思います。なぜこんなに高い賃料になっているのか、理由があれば教えてください。</p>
吉田支局	<p>番号11の賃借権の設定につきましては、施設を使って営農されるということで、この金額になります。</p>
2番委員	<p>わかりました。</p>
議長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6。「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
<p>議題7. 相続税の納税猶予に関する件</p> <p>38ページ 1件</p>	
議長	<p>次に、議題7。「相続税の納税猶予に関する件」を審議します。</p> <p>それでは、吉野、6番委員お願いします。</p>

6 番 委 員	<p>38ページをご覧ください。</p> <p>この証明は、農地の相続が発生したとき、申告期限の翌日から20年間営農を継続することにより、相続税の支払いを一定の条件のもとに猶予又は免除する、相続税の納税猶予の申請に係るものでございます。</p> <p>この証明書の発行のため、今回継続1件の申請がありました。</p> <p>令和4年12月15日に15番委員、私、事務局職員2名の計4名で現地調査を行いましたので、その結果についてご説明申し上げます。</p> <p>番号1についてですが、相続開始年月日は平成22年3月17日、申請人は被相続人の子であり、今回が5回目の発行でございます。</p> <p>申請は令和4年12月2日に提出されました。</p> <p>今回調査いたしました特例適用農地は、全て現況畑でありまして、特例適用農地1には、ブロッコリー、ソラマメ、大根、春菊、里芋、タマネギ作付中、スモモ植付中、サツマイモ作付予定とのことでした。</p> <p>従いまして、各特例適用農地において、申請者が農業経営を行っていることを確認しましたので、「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の発行については支障ないものと判断したところでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「相続税の納税猶予に関する件」1件につきましては、原案どおり決定することにいたします。</p> <p>議題の審議は以上です。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p>

報 告 事 項	
1. 法務局から照会のあった農地等の現況について 39ページ～45ページ 7件	
議 長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、谷山、9番委員お願いします。
9 番 委 員	報告します。39ページです。 照会日：令和4年11月30日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和4年12月7日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、伊敷、13番委員お願いします。
1 3 番 委 員	報告します。40ページです。 照会日：令和4年12月5日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和4年12月16日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、41ページです。 照会日：令和4年12月13日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和4年12月23日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、松元、17番委員お願いします。
1 7 番 委 員	報告します。42ページです。 照会日：令和4年11月22日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和4年11月29日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、郡山、19番委員お願いします。
1 9 番 委 員	報告します。43ページです。 照会日：令和4年11月28日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和4年12月8日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、44ページです。 照会日：令和4年11月29日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和4年12月8日 鹿児島地方法務局へ報告済 次に、45ページです。 照会日：令和4年11月29日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和4年12月8日 鹿児島地方法務局へ報告済

2. 国土利用計画法による届出・土地に関する調書について 46ページ 1件	
議 長	次に、報告事項2「国土利用計画法による届出・土地に関する調書について」 それでは、吉野、事務局お願いします。
吉野支局	<p>この件につきまして、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>この調書は、市街化区域内の2,000㎡以上の土地の売買であるため、申請人から本市の土地利用調整課へ、国土利用計画法の規定による届出書が12月5日に提出されました。</p> <p>申請地が農地であったことから、農業委員会事務局に意見を求められ、回答したものです。</p> <p>表内の左側1の「申請等に係る事項等」の欄ですが、譲受人、譲渡人、農地の所在は記載のとおりであり、地目別面積は(畑)2,355.00㎡、転用目的は資材置場です。</p> <p>次に「2 農地の区分等」ですが、申請地は市街化区域内にあるため、市街化区域内農地に該当します。</p> <p>次に「3 他の土地利用計画との関係」の欄の「農業振興地域整備計画との関係」ですが、農業振興地域外及び農用地区域外です。</p> <p>「その他の土地利用計画との関係」ですが、「届出地は市街化区域内にある農地です」ので、転用の際は農地法第5条転用届出が必要です」と土地利用調整課へ12月12日に回答したところです。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
3. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 47ページ～49ページ 19件	
4. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 50ページ～57ページ 21件	
5. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 58ページ～64ページ 14件	
議 長	次に、報告事項3「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項4「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 報告事項5「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について」 それでは、事務局の報告をお願いします。

<p>事 務 局</p>	<p>47ページをお開きください。 報告事項3 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。 この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は19件です。 登記地目別では、田22筆、12,736.00㎡、畑63筆、40,238.11㎡となっております。取得した事由別数は、相続が19件。権利の種別は、所有権が19件。農業委員会によるあっせん等は、有が3件、無が16件となっております。 48ページから49ページは、農地法第3条の3関係の内容です。 お目通しをお願いいたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>次に、50ページをお開きください。 報告事項4 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。 これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理したものです。 転用目的別では、第4条関係では、その他が1件となっております。 第5条関係では、多い順に一般住宅が16件、駐車場が2件、資材置場、その他が各1件、合計20件となっております。 51ページは、4条関係1件、52ページから57ページは、5条関係20件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>次に、58ページから64ページをお開きください。 報告事項5 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告についてです。 吉田地区で1件、喜入地区で7件、松元地区で6件、合意解約の通知が出ております。 お目通しをお願いいたします。</p>
<p>6「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について 別冊資料2 64件</p>	
<p>事 務 局</p>	<p>報告事項6「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について報告いたします。 別冊資料2をご覧ください。 先月の地区推進協議会等で計64筆の非農地判断を実施して頂いております。実施結果に基づきまして、先月末、関係部署へ通知書を送付しております。内容につきましては、お目通しをお願いいたします。 以上です。</p>

7. 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 別冊資料3	
事 務 局	<p>報告事項7 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について報告いたします。</p> <p>別冊資料3をご覧ください。</p> <p>表の一番下の合計欄をご覧ください。</p> <p>まず、二段書きの上の段の10月分については、訪問戸数85戸、うち不在11戸、調査回答戸数77戸、貸出希望4戸59.12㎡、借入希望、貸出実績、借入実績、中間管理事業活用実績はありませんでした。</p> <p>各地区の実績、累計についてはお目通しをお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>(議事終了：午後14時00分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。</p>
事 務 局	<p>・令和4年度第11回総会（月例）開催日時は、令和5年1月27日（金）午後1時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</p> <p>この後の日程についてご案内いたします。</p> <p>総会に引き続き、令和4年度第2回合同委員会を開催いたします。</p> <p>その後は、令和4年度農談会を午後5時30分からアクアガーデンホテル福丸で開催いたします。</p> <p>本日は、市長、議長、委員長をお招きしますので、午後5時15分までには着席するようにお願いいたします。</p> <p>合同委員会は午後2時40分から開催いたします。</p> <p>時間になりましたら、席にお戻りくさいますようお願いいたします。</p>
議 長	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉 会（午後14時05分）</p>